

令和 5年 4月 1日

入院時食事療養（I）/入院時生活療養(1)を
算定すべき食事療養の基準に係る届出を行って
おります。

当院では、管理栄養士の管理の下に、
適時適温で食事の提供を行っております。

朝食：午前 8 時

昼食：正午

夕食：午後 6 時以降

恵王病院